

第 2 部

平成 26 (2014) 年度に 県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

重点項目

- 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、経済社会の活性化のためには、男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、働きたい人が安心して働き続けることができるよう、「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」に取り組みます。

1 働く場における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

- ^{※1}積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発、具体的なモデルや成果の普及啓発
- ^{※2}次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- 事業主に対する、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた機運の醸成や多様な働き方（短時間勤務制度、在宅勤務制度等）の導入、育児・介護休業の取得促進等働きやすい職場環境の整備・推進に向けた啓発
- 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実

（1）男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

平成 26(2014)年度の実施状況

- 出産・育児と仕事の両立を希望する女性労働者の着実な就業継続を支援するため、「働く女性の就業継続応援事業」を実施し、両立への意識醸成、不安解消のための研修会や個別相談、両立に不安を持つ女性労働者を対象とした企業等への出前講座を実施しました。また研修受講者の報告会等を実施した企業に対して奨励金を支給しました。（健康福祉局）

※1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

※2 次世代育成支援対策推進法：地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を平成 17（2005）年度から 10 年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。

なお、平成 23 年（2011）4 月から、義務付けとなる企業規模が、常時雇用する労働者 101 人以上に拡大され、平成 27（2015）年 4 月から法律の有効期限が 10 年間延長された。

<「働く女性の就業継続応援事業」実施状況>

[研修会の参加状況]

	開催地	参加者数 (人)
第1回	三次市	29人
第2回	広島市	52人
第3回	広島市	61人
第4回	福山市	46人
第5回	東広島市	35人
第6回	広島市	18人
第7回	広島市	69人
	合計	310人

[相談]

- ・研修会後の個別相談 20 件
- ・出前講座 18 件

[奨励金]

- ・支給企業数 57 件

(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

平成 26(2014) 年度の実施状況

- 次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、^{※3}「みんなで育てるこども夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。(健康福祉局) (商工労働局)

(具体的な取組)

- ・ ^{※4}育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、特に中小企業の^{※1}次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を支援しました。(健康福祉局)
- ・ 仕事と家庭の両立に取り組む企業等を登録し、県のホームページ等でその内容を紹介しました。

<両立支援企業登録制度等新規登録状況>

区 分	社 数
仕事と家庭の両立支援登録企業	1,009 社
男性育児休業等促進宣言登録企業	309 社

(登録マーク)



また、行政施策の基礎資料とするため、次世代育成支援社会の実現に向けた企業の取組状況等を調査しました。(健康福祉局) (商工労働局)

- ・ 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや休日保育、病児・病後児保育、^{※5}事業所内保育施設等、多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、^{※6}地域子育て支援センターや^{※7}放課後児童クラブ・^{※8}放課後子供教室の設置等、市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行いました。(健康福祉局) (教育委員会)

※3 みんなで育てるこども夢プラン：「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県づくりのためのめざす姿、基本姿勢及びその実現のための施策などを明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。計画期間：平成22(2010)～26(2014)年度。

※4 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）：少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月から全ての事業所を対象に施行。平成13(2001)年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21(2009)年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進等を盛り込んだ改正が行われた。

※5 事業所内保育施設：子育てを行う従業員が安心して働き続けられるよう、企業等が従業員の子供を対象として事業所内や隣接地に設置する保有施設。

※6 地域子育て支援センター：育児不安等についての相談を受けたり、子育てサークル等の活動拠点となる施設。保育所等に併設されている。

※7 放課後児童クラブ：児童福祉法に基づいて保護者が就労等により昼間家庭にいない、主に小学校低学年の児童を対象に、放課後や長期休業期間等に児童館や学校の余裕教室、公民館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るもの。

※8 放課後子供教室：安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進するもの。

<主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況>

区 分	平成 26(2014)年度	
	市町数	実施か所数
一時預かり事業	23	287
休日保育事業	8	16
病児・病後児保育事業	17	39
地域子育て支援センター事業	23	132
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	22	580
放課後子供教室推進事業	18	110
事業所内保育施設整備促進補助金	2か所	

- ・ 看護職員が、健康で働き続けることが可能となるような職場環境づくりを推進するため、（公社）広島県看護協会に委託し、多様な勤務形態導入のための相談窓口の設置や、医療機関に対するアドバイザーの派遣、（一社）広島県病院協会と連携した研修会を実施しました。（健康福祉局）

<ワークライフバランス推進事業実施状況（看護職員対象）>

項 目	数量等
相談窓口の設置	相談件数 512 件
研修会の開催	参加者数 160 人

- ・ 近年の親の就労環境やライフスタイルの変化に対応するため、^{※9}（公財）ひろしまこども夢財団へ補助し、父親の子育て意識や家庭生活の中での役割の認知等の向上をめざしたお父さん応援プログラムを実施する企業・団体・地域を支援し、子育て支援意識の啓発を図りました。（健康福祉局）

<お父さん応援プログラム実施状況>

項 目	数量等
男性社員向け職場研修の開催	2社

- ・ 男性の育児休業等の取得を促進するため、奨励金の支給を通じ、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を推進しました。（健康福祉局）

<いきいきパパの育休奨励金支給状況>

奨励金活用件数	40社（対象人数 43人）
---------	---------------

※9（公財）ひろしまこども夢財団：安心して子供を産み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8（1996）年2月に県が設立した公益財団法人。

(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

平成 26(2014)年度の実施状況

- パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇、労働条件が確保されるよう、^{※10}パートタイム労働法や^{※11}労働者派遣法等の周知を図りました。(商工労働局)
- 母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。(商工労働局)
- 女性医師の出産・育児による離職を防止し、仕事と育児を両立できるよう、医療機関に対し、短時間正規雇用制度等の導入を促進するための、費用の一部を助成しました。また、女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け、復職、育児のための総合的な支援を実施しました。(健康福祉局)

<女性医師等就労環境整備事業実施状況>

項 目	数量等
女性医師短時間正規雇用導入支援事業	14 件
ベビーシッター等活用支援事業	1 件
宿直等代替職員活用支援事業	7 件
女性医師等復職研修支援事業	0 件

- 出産・育児、その他の理由で離職している女性の就職を支援するため、マザーズハローワーク広島に併設したわーくわくママサポートコーナーにおいて、きめ細かい相談対応等を行うとともに、セミナー及びワークショップ等を通じて潜在的に就職を希望している女性の就職活動を後押ししました。また、就職を希望する女性に対して就職に必要な研修を実施するとともに、短期の雇用・就労体験を通じて、就職に向けた支援を行いました。(健康福祉局)

<女性の就職総合支援事業実施状況>

内 容	人数	うち就職者
女性の就業相談コーナー利用者	824 人	165 人

※10 **パートタイム労働法**(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律):適正な労働条件の確保、その他の雇用管理の改善により、短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため、平成5(1993)年に制定。平成19(2007)、24(2012)年に改正が行われ、平成24(2012)年の改正では、通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、雇用管理の改善を図る内容の改正が行われた。

※11 **労働者派遣法**(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律):労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため、昭和60(1985)年に制定。平成24(2012)年に日雇派遣の禁止など事業規制の強化、派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善等を盛り込んだ改正が行われた。

- 雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や求人・求職データベース「ひろしまジョブサイト」により、求人情報、就職支援情報等の雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。

国等と連携して「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」を運営し、一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援しました。 (商工労働局)

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版, 携帯電話版)

<p>求職者向け 求人情報, U・I ターン, 多様なワークスタイル, 起業支援, 生活支援, 障害者への支援 など</p>	<p>学生向け 就職ガイダンス情報, 就業相談 窓口, インターンシップ, 求人 情報など</p>
<p>労働者向け 労働相談コーナー, 勤労者福祉・ 福利厚生, 労働大学, 職場における 男女均等の取扱いなど</p>	<p>事業主向け 助成金データベース, 職業能力 開発, 障害者雇用, 高年齢者雇用 など</p>

パソコン <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>
携帯サイト <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

平成 26(2014)年度の実施状況

- 農林水産業や商工業等の自営業において、経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組・活動状況の広報を行いました。

(環境県民局) (商工労働局) (農林水産局)

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

平成 26(2014) 年度の実施状況

- 小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため、広島県商工会連合会が事業者の要請に応じて専門家を派遣する取組や、商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援しました。(商工労働局)

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9% H21(2009)	5.4% H26(2014)	6.0% H26(2014)
男性の育児休業等促進宣言企業数	—	309 企業 H26(2014)	300 企業 H26(2014)
男性の育児休業取得率	1.2% H21(2009)	4.8% H26(2014)	13.0% H32(2020)
県職員(男性)の育児休業取得率	8.8% H21(2009)	4.8% H25(2013)	10.0% H26(2014)
ファミリー・サポート・センター実施か所数	16 か所 H21(2009)	18 か所 H26(2014)	20 か所 H26(2014)
保育所待機児童数	113 人 H21(2009)	66 人 H27(2015)	0 人 H26(2014)※
延長保育実施か所数	386 か所 H21(2009)	451 か所 H26(2014)	468 か所 H26(2014)
病児・病後児保育実施か所数	29 か所 H21(2009)	39 か所 H26(2014)	45 か所 H26(2014)
放課後児童対策未実施校区数	32 校区 H22(2010)	6 校区 H26(2014)	0 校区 H26(2014)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数	農業委員会 8 農業協同組合 3 H22(2010)	農業委員会 5 農業協同組合 2 H27(2015)	農業委員会 0 農業協同組合 0 H27(2015)

※…平成 27 年 4 月 1 日の数値で把握

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

- 男女の地域活動への参画拡大に向けた、コーディネーター等の支援など、地域づくりを担うボランティア、^{※12}NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

平成26(2014)年度の実施状況

- 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために^{※13}(公財)広島県男女共同参画財団が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援しました。(総務局)(環境県民局)(教育委員会)(警察本部)

<エソールひろしま大学(基礎講座)修了者数等>

区分	総数(人)		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	
第9期	69 (11)	58 (8)	69 (11)	58 (8)			平成26(2014)年10月 ～27(2015)年3月
第1～9期 累計	491 (65)	445 (58)	392 (55)	349 (49)	99 (10)	96 (9)	福山校は第6期まで

<エソールひろしま大学(応用講座)修了者数等>

区分	総数(人)		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	
第8期	30 (7)	17 (6)	30 (7)	17 (6)			平成26(2014)年4月 ～26(2014)年11月
第1～8期 累計	257 (35)	206 (32)	179 (28)	138 (25)	78 (7)	68 (7)	福山校は第6期まで

<エソールひろしま大学(専科)修了者数等>

区分	総数(人)		開講期間	備考
	受講者数 (男性も含む総数)	修了者数		
第7期	9 (14)	9	平成26(2014)年1月 ～26(2014)年8月	第1～6期の受講対象者は女性のみ。 第7期から、講座部分のみ男性も聴講生 として受講している。広島校で開講。
第1～7期 累計	113 (14)	101		

※12 NPO (Non Profit Organization) : 民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

※13 (公財)広島県男女共同参画財団 : 男女共同参画社会づくりを推進するため、昭和63(1988)年に県と女性団体が設立した公益財団法人。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

平成 26 (2014) 年度の実施状況

- 平成 25 (2013) 年度から, NPO をはじめ社会貢献活動を行っている企業, 大学等が連携して, 事例発表や展示ブースにより活動紹介を行いながら, 多様な主体が交流しました。

(環境県民局)

<NPO等自立促進事業の主な実施状況>

項目	概要	開催日	参加者数
「たちまち全員集合」 (ひろしま NPO 大賞表彰式)	主体的に社会貢献活動を行っている, 企業, 大学, NPO 等, 多様な主体の活動発表及び交流	平成 27 年 3 月 20 日	120 人

- 住民自治活動の活性化のため, 国の集落支援員・地域おこし協力隊制度の普及啓発に努めました。

(地域政策局)

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (全審議会)	28.7% H22(2010)	29.0% H27(2015)	30.0% H27(2015)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている 5 審議会を除く。)	34.9% H22(2010)	34.1% H27(2015)	37.5% H27(2015)
エソールひろしま大学(専科)修了生累計	52 人 H22(2010)	101 人 H26(2014)	166 人 H27(2015)

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

- 市町の取組の積極的な支援，産学官連携による男女共同参画の推進

(1) 県の推進体制の充実等

平成 26(2014)年度の実施状況

- 広島県男女共同参画審議会（資料編 83 ページ参照）の意見を踏まえ，広島県男女共同参画施策推進協議会（資料編 86～87 ページ参照）を中心とした各部局の連携の下に，「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」（資料編 84～85 ページ参照）に掲げる施策を推進しました。

（環境県民局）

<広島県男女共同参画審議会開催状況>

開催日	審議事項
平成 26(2014)年 10 月 23 日	(1) 広島県男女共同参画基本計画（第3次）の推進状況について (2) 今後の男女共同参画に関する施策等について

(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

平成 26(2014)年度の実施状況

- 広島県女性総合センター「エソール広島」において，（公財）広島県男女共同参画財団が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援するとともに，事業連携を図りました。

（環境県民局）

(3) 市町等との連携強化・取組支援

平成 26(2014)年度の実施状況

- 地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため，市町，関係団体及び企業の男女共同参画担当者等を対象に，先進的取組事例の紹介等を行う男女共同参画研修会を開催しました。また，市町における男女共同参画推進の機運醸成を図るため，市町（世羅町）と連携して講演会を開催しました。

（環境県民局）

（市町における取組の詳細は，第4部 75～80 ページ参照）

<男女共同参画研修会開催状況>

第1回 「成長する企業は『女性人材』を活かす

～グローバル競争の中で一人の人材も無駄にできない～

開催日：平成26（2014）年6月4日

開催地：広島市（エソール広島）

参加者数：160人

内 容：講演「成長する企業は『女性人材』を活かす

～グローバル競争の中で一人の人材も無駄にできない～

講師：山極清子さん（㈱wiwiw 社長執行役員，昭和女子大学客員教授）

事例発表「企業例から見る女性の活躍推進」

発表者 大竹かおりさん（㈱日本政策金融公庫広島支店），若狭千恵さん（ミヨシ電子㈱）



第2回 西原理恵子対談セミナー 「毎日かあさんの人生たらたら物語」

開催日：平成27（2015）年1月31日

開催地：世羅町（せら文化センター）

参加者数：180人

内 容：対談講演「毎日かあさんの人生たらたら物語」

講師：西原理恵子さん（漫画家）



《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
男女共同参画計画を策定した市町数	20 市町 H22(2010)	県内全市町 H27(2015)	県内全市町 H27(2015)

人づくり

重点項目

- 様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらえるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」に積極的に取り組みます。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

- 多様な機会や情報手段により、様々な立場の県民、特に男性や若い世代にも対応した男女共同参画に関する理解が深められる広報・啓発の実施

平成 26（2014）年度の実施状況

- 男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバルでパネル展示等を実施するなど、各種研修会、セミナー等の機会を通じて啓発を行ったほか、インターネット、広報誌等による広報活動を実施しました。（環境県民局）

男女共同参画週間【毎年 6 月 23 日～29 日】

（内閣府等男女共同参画推進本部構成府省庁主唱。平成 13（2001）年度から実施）

平成 26（2014）年度の標語

「家事場のパパヂカラ」

平成 27（2015）年度の標語

「地域力×女性力＝無限大の未来」



<男女共同参画週間関連行事（広島市まちづくり市民交流プラザでの啓発資料等展示状況）>



《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
エソールひろしま大学(基礎講座)男性受講者の割合	10% H22(2010)	15.9% H26(2014)	20% H27(2015)

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

- 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実
- 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるような学習機会の提供

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

平成 26 (2014) 年度の実施状況

- 児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進するなど発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進しました。（教育委員会）

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

平成 26 (2014) 年度の実施状況

- 地域における男女共同参画に向けた機運醸成を図るため、市町や地域団体等と連携し、地域支援事業（男女共同参画・地域入門講座）を実施する（公財）広島県男女共同参画財団を支援しました。（環境県民局）

<男女共同参画・地域入門講座開催状況>



《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
最終学年生徒における ^{※14} インターンシップ体験生徒の割合（県立高校）	30.3% H21(2009)	38.0% H26(2014)	40% H26(2014)

※14 インターンシップ：生徒，学生等が在学中に，産業の現場等で，自分の学習内容や進路等に関連した就業体験を行うこと。

3 家庭における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

- 家族が互いに尊重し、協力し合って、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすことができるような、多様な啓発の実施
- 多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策に向けた市町の取組の促進

平成 26（2014）年度の実施状況

- 経済団体・県・（公財）ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子どもと子育てにやさしい取組を推進しました。（健康福祉局）

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対象 乳児・幼児・小学生のいる家庭

サービス内容 企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定
（料金の割引やポイントアップ、子供にやさしい施設の提供等）

サービスの提供 子供連れで来店・来所の場合
子供連れでない場合には、Kids☆めるまが（※）から送信される「イクちゃん」の画像を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids☆めるまとは、（公財）ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで、12歳以下の子供の保護者等を対象に、携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの（無料）



ステッカーイメージ

登録店舗数 5,766 店舗（H27.3 末）

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
- ・専用ホームページ及び携帯サイト等で、企業や店舗等のサービス内容を紹介
<http://www.ikuchan.or.jp/service/>（携帯・スマートフォンも同じ）

- 安心こども基金を活用して、市町が行う^{※15}地域子育て支援拠点の整備を行うとともに、広く活用されるよう、市町と連携して広報や機能の充実に努めました。（健康福祉局）

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
地域子育て支援拠点事業実施か所数	105 か所 H21(2009)	132 か所 H26(2014)	139 か所 H26(2014)

※15 地域子育て支援拠点：育児不安等についての相談を受けたり、子育てサークル等の活動の拠点となる施設。センター型、ひろば型及び児童館型がある。

1 生涯を通じた健康と自立の支援

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

- 思春期、妊娠・出産期等各ステージにおいて性別に対応できる医療、健康づくり対策
- 周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
- ひとり親家庭の置かれた状況に応じた就業等支援体制や経済的支援の充実
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興支援体制の整備

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

平成 26（2014）年度の実施状況

- 男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、県民の主体的な健康づくりを支援する「ひろしま健康づくり県民運動」を展開するとともに、健康な暮らしを応援する情報サイト「ひろしま健康ネット」を通じた情報発信を行うなど、生活習慣病の予防をはじめとする県民の健康づくり対策を推進しました。 (健康福祉局)
- 女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策の推進を支援するとともに、周産期医療体制、不妊治療等支援体制及び小児救急医療体制の充実を図りました。 (健康福祉局)
- ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う、総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助を行いました。 (健康福祉局)

総合・地域周産期母子医療センター数	10 か所
-------------------	-------

- 高校生等が「命の大切さ」を学び将来親となる自覚を持つことを目的に、高等学校等へ専門医が講師として出向く「出前講座」を実施し、妊娠・出産・子育て等について理解を深めることを支援しました。 (健康福祉局)

出前講座実施回数	40 回（受講者数 9,410 人）
----------	--------------------

- 市町の保健師・企業の健康管理担当者等に対し、肝炎に関する研修を実施し、肝炎患者等の適切な肝炎治療をコーディネートできる者の養成や、保健指導に使用する肝炎患者支援手帳の作成を行いました。 (健康福祉局)

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

平成 26 (2014) 年度の実施状況

- ^{※16}「第 5 期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者の社会参画の促進に向けた普及啓発や学習・体験機会の提供等を行うとともに、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努めました。(健康福祉局)
- 認知症患者と家族に対する支援を充実するため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行う「認知症疾患医療センター」を運営しました。
また、認知症のある高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支援体制の構築等について検討する認知症地域支援体制推進会議を開催するとともに、医療と介護の情報共有のためのツール（認知症地域連携パス）の作成と普及を図るモデル事業を実施し、成果や課題等について専門部会において検討しました。
さらに、県民に対し認知症理解を図るため、市町等と連携して、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの1週間を「オレンジリング週間」として位置付け、普及啓発イベントを実施しました。(健康福祉局)
- 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、^{※17}「広島県障害者プラン」を推進するとともに、^{※18}「第 3 期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めました。(健康福祉局)
- 仕事と家事や子育ての負担を一人で担うことになるひとり親家庭の親の在宅就業を支援するため、「在宅就業支援センター」を設置し、eラーニングや集合研修による職業訓練を行い、訓練受講者に対して訓練手当を支給しました。
また、在宅就業に適した業務の開拓を行うことにより、訓練修了者に対して安定的に在宅就業業務を供給し、収入増による生活の安定と自立支援を図りました。(健康福祉局)

<ひとり親家庭 IT スキルアップ就業支援事業実施状況>

項目	対象者	数量等	
		職業訓練の実施	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦
		訓練終了人数	1～5期 371人

※16 第 5 期ひろしま高齢者プラン：老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。計画期間：平成 24 (2012)～26 (2014) 年度。

※17 広島県障害者プラン：障害者の生活全般に関わる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。計画期間：平成 26 (2014)～30 (2018) 年度。

※18 第 3 期広島県障害福祉計画：障害者自立支援法（現在の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）に基づき、国の基本指針に即して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。計画期間：平成 24 (2012)～26 (2014) 年度

- 女性の消防団員の加入が促進されるよう、市町や消防機関と連携して、ポスターやパンフレット等を活用した普及啓発を行いました。(危機管理監)

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数	5 圏域 H21(2009)	7 圏域 H26(2014)	全圏域(7 圏域) H26(2014)
24 時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6 圏域 H21(2009)	7 圏域 H26(2014)	全圏域(7 圏域) H26(2014)
健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)	女性 72.49 年 男性 70.22 年 H22(2010)	女性 73.88 年 男性 70.20 年 H25(2013)	平均寿命の 増加分を 上回る増加 H34(2022)
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量	2,907 人 H23(2011)	3,464 人 H25(2013)	3,432 人 H26(2014)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数	4,856 人 H23(2011)	5,693 人 H26(2014)	5,742 人 H26(2014)
グループホーム・ケアホームサービス量(1 か月分)	1,155 人 H22(2010)	1,663 人 H25(2013)	1,864 人 H26(2014)
消防団員のうち女性の占める割合	1.77% H21(2009)	1.97% H26(2014)	7.8% H27(2015)

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

- DV被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
- 民間団体との協働事業の実施による被害者の支援

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

平成 26 (2014) 年度の実施状況

- ^{※19}「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発等を実施し、西部こども家庭センターにおいて休日・夜間の電話相談にも対応したほか、被害者の安全を確保するための一時保護や弁護士等の専門家による被害者の支援を実施しました。(健康福祉局)

<こども家庭センターにおける相談状況>

項目	件数
相談受付件数	726 件
一時保護件数	70 件

- DV防止法第2条の3の規定によって策定した^{※20}「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」に基づき、DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。(健康福祉局)
- ^{※21}「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催し、行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化しました。また、民間団体と連携し、DV防止及びDV被害者支援等に関する普及啓発活動及び各種研修を実施するとともに、DV被害者に対する相談活動等の長期的なケア事業を実施しました。(健康福祉局)

※19 DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律) : 配偶者からの暴力に係る通報, 相談, 保護, 自立支援の体制を整備することにより, 配偶者からの暴力を防止し, 被害者の保護を図るため, 平成 13 (2001) 年に施行。被害者からの申立てにより, 地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成 16 (2004) 年には, 保護命令制度の拡充 (被害者と同居する子への接近禁止命令等) や配偶者からの暴力の定義の拡大, 平成 19 (2007) 年には保護命令制度の拡充 (生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立て等) や市町における基本計画策定の努力義務, 平成 25 (2013) 年には対象の拡大 (生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用) の改正が行われた。

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは, 夫やパートナー等からの身体的, 経済的, 性的, 精神的暴力等をいう。

※20 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次) : DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。計画期間 : 平成 23 (2011) ~平成 27 (2015) 年度。

※21 「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議 : 行政機関や民間団体等の関係機関が連携して, 配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成 13 (2001) 年 10 月に設置。平成 14 (2002) 年 10 月には, 関係機関との連携をより緊密にし, きめ細やかな相談・支援を行うため, 県内を3地域 (西部・東部・北部) に分け, 各地域ごとにブロック別連絡会議を設置。

- 市町における^{※22}「配偶者暴力相談支援連絡会」の立上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。(健康福祉局)

(2) ^{※23}セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

平成 26 (2014) 年度の実施状況

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。
とりわけ、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントへの早期対応や未然防止に向けて、教育委員会、教育センター及び学校に体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、児童生徒等からの相談に対応しました。
(総務局) (環境県民局) (教育委員会) (警察本部)
- ^{※24}ストーカー規制法や^{※19}DV防止法等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、関係職員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図りました。
(健康福祉局) (警察本部)

※22 配偶者暴力相談支援連絡会：DV被害者の相談から自立まで関係機関の認識の統一を目的とする市町内部等の連携組織。
平成 26 (2014) 年度末までに、県内で 8 市 5 町が設置

※23 セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

※24 ストーカー規制法 (ストーカー行為等の規制等に関する法律)：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成 12 (2000) 年に施行。「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

平成 26（2014）年度の実施状況

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を推進するため、男女共同参画に関する国の動向や広島県の取組等の情報を、関係団体等に幅広く提供しました。（環境県民局）

<女性が輝く社会に向けた講演会 in 広島>

開催日：平成 26（2014）年 9 月 16 日（火）
開催地：広島市（サテライトキャンパスひろしま）
内 容：パネルディスカッション「女性による平和構築」～海外の活動現場から～
パネリスト：タワックル・カルマンさん（東縛のない女性ジャーナリスト代表／イエメン）
 シュクリア・ディニさん（ソマリア女性センター代表／ソマリア）
ファシリテーター：香川めぐみさん（広島大学大学院社会科学研究科特任助教）



2 広島県男女共同参画基本計画（第3次）目標フォローアップ一覧

総括目標

	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）	現況値 ^{注1} （年度）	目標値（年度）
「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	女性 7.3% 男性 19.1% H20 (2008)	女性 7.9% 男性 20.4% H26 (2014)	計画策定時の数値からの増加 H27 (2015)

個別目標・参考とする指標

環境づくり

指標名	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）	現況値 ^{注1} （年度）	目標値（年度）
1 働く場における男女共同参画の推進			
(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備			
参考 雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合	女性43.3% 男性72.7% H19 (2007)	女性40.9% 男性73.8% H24 (2012)	
参考 正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	72.5 H22 (2010)	74.4 H26 (2014)	
参考 女性管理職（課長相当職以上）を登用している県内事業所の割合	33.5% H22 (2010)	37.5% H26 (2014)	
参考 県管理職（課長相当職以上）のうち女性の占める割合 ^{注2}	5.7% H22 (2010)	6.8% H27 (2015)	
参考 県内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職（校長、副校長・教頭）のうち女性の占める割合	校長23.0% 副校長・教頭24.3% H22 (2010)	校長24.3% 副校長・教頭24.9% H26 (2014)	
(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備			
目標 一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9% H21 (2009)	5.4% H26 (2014)	6.0% H26 (2014)
目標 男性の育児休業等促進宣言企業数 ^{注3}	— H21 (2009)	309企業 H26 (2014)	300企業 H26 (2014)
目標 男性の育児休業取得率 ^{注4}	1.2% H21 (2009)	4.8% H26 (2014)	13.0% H32 (2020)
目標 県職員（男性）の育児休業取得率 ^{注5}	8.8% H21 (2009)	4.8% H25 (2013)	10.0% H26 (2014)
目標 ファミリー・サポート・センター実施か所数	16か所 H21 (2009)	18か所 H26 (2014)	20か所 H26 (2014)
目標 保育所待機児童数 ^{注2}	113人 H21 (2009)	66人 H26 (2014)	0人 H26 (2014)
目標 延長保育実施か所数	386か所 H21 (2009)	451か所 H26 (2014)	468か所 H26 (2014)
目標 病児・病後児保育実施か所数	29か所 H21 (2009)	39か所 H26 (2014)	45か所 H26 (2014)
目標 放課後児童対策未実施校区数 ^{注6}	32校区 H22 (2010)	6校区 H26 (2014)	0校区 H26 (2014)
参考 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 ^{注7}	60.5% H22 (2010)	69.8% H26 (2014)	
参考 女性の労働力率（30～34歳）	63.9% H17 (2005)	68.1% H22 (2010)	
参考 年次有給休暇の1人当たりの取得日数	7.8日 H22 (2010)	7.0日 H25 (2013)	
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進			
目標 農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数（注）農業委員、農業協同組合役員を対象	農業委員会 8 農業協同組合 3 H22 (2010)	農業委員会 5 農業協同組合 2 H27 (2015)	農業委員会、 農業協同組合とも0 H27 (2015)
参考 家族経営協定の締結数	97件 H21 (2009)	136件 H26 (2014)	
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備			
参考 女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を進めている集落法人数	20法人 H22 (2010)	33法人 H26 (2014)	
2 地域社会活動における男女共同参画の推進			
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進			
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会） ^{注8}	28.7% H22 (2010)	29.0% H27 (2015)	30% H27 (2015)
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会を除く。） ^{注8}	34.9% H22 (2010)	34.1% H27 (2015)	37.5% H27 (2015)
目標 エソールひろしま大学（専科）修了生累計	52人 H22 (2010)	101人 H26 (2014)	166人 H27 (2015)
参考 県、市町の議員数（女性）	県 3人 市町48人 H22(2010)年12月末日	県 4人 市町52人 H26(2014)年12月末日	
参考 自治会長に占める女性の割合	5.6% H22 (2010)	5.7% H27 (2015)	
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進			
参考 NPO法人数（人口10万人当たり）	21.0法人 H21 (2009)	30.0法人 H26 (2014)	

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備							
(3) 市町等との連携強化・取組支援							
目標	男女共同参画計画を策定した市町数	20市町	H22 (2010)	県内全市町	H27 (2015)	県内全市町	H27 (2015)

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値 (年度)				
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実							
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実							
目標	エソールひろしま大学（基礎講座）男性受講者の割合	10%	H22 (2010)	15.9%	H26 (2014)	20%	H27 (2015)
参考	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方に「賛成」という人の割合	女性41.6% 男性55.0%	H20 (2008)	女性36.9% 男性51.4%	H26 (2014)		
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実							
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実							
目標	最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合（県立高校）	30.3%	H21 (2009)	38.0%	H26 (2014)	40%	H26 (2014)
3 家庭における男女共同参画の推進							
(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実							
参考	男性が家事や育児、介護などに関わる時間（1日当たり）	40分	H18 (2006)	45分	H23 (2011)		
(2) 家庭教育・子育て支援の充実							
目標	地域子育て支援拠点事業実施か所数	105か所	H21 (2009)	132か所	H26 (2014)	139か所	H26 (2014)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値 (年度)				
1 生涯を通じた健康と自立の支援							
(1) 生涯を通じた健康対策の推進							
目標	周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数	5圏域	H21 (2009)	7圏域	H26 (2013)	全圏域 (7圏域)	H26 (2014)
目標	24時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6圏域	H21 (2009)	7圏域	H26 (2013)	全圏域 (7圏域)	H26 (2014)
参考	15～49歳女子人口10万人当たり産婦人科・産科従事医師数	41.5人	H20 (2008)	44.7人	H24 (2012)		
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援							
目標	健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均） ^{注10}	女性 72.49年 男性 70.22年	H22 (2010)	女性 73.88年 男性 70.20年	H25 (2013)	平均寿命の増加分を上回る増加	H34 (2022)
目標	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）提供量 ^{注11}	2,907人	H23 (2011)	3,464人	H25 (2013)	3,432人	H26 (2014)
目標	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防を含む。）定員数 ^{注11}	4,856人	H23 (2011)	5,693人	H26 (2014)	5,742人	H26 (2014)
目標	グループホーム・ケアホームサービス量（1か月分） ^{注12}	1,155人	H22 (2010)	1,663人	H25 (2013)	1,864人	H26 (2014)
目標	消防団員のうち女性の占める割合	1.77%	H21 (2009)	1.97%	H26 (2014)	7.8%	H27 (2015)
参考	65歳以上の「ボランティア活動」行動者率	30.5%	H18 (2006)	25.7%	H23 (2011)		
参考	元気高齢者の割合 ^{注13}	81.5%	H21 (2009)	80.3%	H25 (2013)		
参考	障害者雇用率	1.83%	H22 (2010)	1.84%	H25 (2013)		
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進							
(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進							
参考	こども家庭センター等における女性に関する相談件数	6,442件	H21 (2009)	6,032件	H26 (2014)		
(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進							
参考	性犯罪110番の受理件数	35件	H21(2009) 年中	15件	H26(2014) 年中		
参考	セクシュアル・ハラスメント被害を受けた女性の割合	9.4%	H20 (2008)	8.0%	H26 (2014)		

(注1) 計画策定時の数値は、広島県男女共同参画基本計画（第3次）策定時（平成23(2011)年3月14日）の直近の数値であり、現況値は、平成26(2014)年度末までに更新された数値である。
(注2) 現況値は平成26(2014)年4月1日現在の数値であり、目標値は平成26年度取組結果としての平成27年4月1日現在の数値である。
(注3) 平成24(2012)年に目標値を上方修正している。
(注4) 平成24(2012)年に達成年次を更新し、目標値も上方修正している。
(注5) 平成24(2012)年3月に「県職員の仕事と子育て両立支援プログラム」を改定したことから、目標年次を変更している。
(注6) 平成24(2012)年1月に「みんなで育てるこども夢プラン」における指標名及び目標値を変更したことから、同様に変更している。
(注7) 平成25(2013)年より、個別目標から参考とする指標に変更している。
(注8) 平成27(2015)年6月現在の現況値である。
(注9) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。
(注10) 平成25(2013)年3月に「広島県健康増進計画『健康ひろしま21(第2次)』」における指標名及び目標値を変更したことから、同様に変更している。
(注11) 平成24(2012)年3月に「第5期ひろしま高齢者プラン」を策定したことから、目標値（年次）を変更している。
(注12) 平成24(2012)年3月に「第3期広島県障害福祉計画」を策定したことから、目標値（年次）を変更している。（計画策定時の数値も同計画策定時の直近の数値である。）
(注13) 介護保険の第1号被保険者のうち要介護（要支援）の認定を受けていない者の割合